

令和5年8月17日

環境森林部

廃棄物・リサイクル課 リサイクル係

電話：027-226-2824 内線：2825

「ぐんまプラごみ削減取組店」を募集します！

プラスチックは、その利便性から、私たちの生活にとって欠かせない素材である一方、自然分解されにくいことから、海洋プラスチックごみ問題など、環境に大きな影響を与えるものとなっています。地球規模での環境汚染への対応に加え、化石資源への依存度低減の観点からも、使い捨てプラスチックの過剰な使用の抑制、代替品の利用、分別回収の徹底など、プラスチック資源をより有効に活用する必要性が高まっています。

群馬県では、令和元(2019)年12月に「ぐんま5つのゼロ宣言」を行い、また、令和4(2022)年3月に「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ宣言』実現条例」を制定し、その5つの「ゼロ」の一つとして、プラスチックごみ「ゼロ」の実現に向けて取り組んでいます。

プラスチックごみ「ゼロ」の実現には、行政はもとより、事業者、消費者等、各関係主体の多様な取組が必要です。

そこで、県内事業者のプラスチックごみ削減の取組を広く紹介することで、取組を応援し、取組の拡散・拡大を目指すとともに、これらの取組が県民の皆様のライフスタイルの変革につながるよう「ぐんまプラごみ削減取組店登録制度」を創設しました。

1 制度の概要

- ・プラスチックごみの削減に積極的に取り組む事業所・店舗を「ぐんまプラごみ削減取組店」として登録し、取組内容を県ホームページ等で広く紹介します。
- ・取組店には登録証を交付し、併せて配布するポスター等で取組を拡げるパートナーになっていただきます。

2 登録対象

県内の小売業、飲食店（テイクアウト・配達含む）、宿泊業、クリーニング業等の事業所・店舗

3 登録要件

業種ごとに設定した取組項目のうち、一つ以上を継続的に取り組んでいること。

- ・小売業・飲食店に関する取組（25項目）
- ・宿泊業に関する取組（15項目）
- ・クリーニング業に関する取組（15項目）

【取組項目の例】

- ・使い捨てプラスチック製品（スプーン、ストロー、くし、歯ブラシ、ハンガー等）の削減
- ・プラスチック以外の素材、再生プラスチックやバイオプラスチックを利用した製品の提供
- ・使用済みのペットボトル、食品トレイ、合成繊維を使用している衣類などの回収

※社内や従業員向けの取組、レジ袋関係の取組（有料化、マイバッグ啓発）は、対象外です。

4 応募方法

別添チラシ及び県ホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.gunma.jp/page/601082.html>)



「ぐんま5つのゼロ宣言」	
宣言1	自然災害による死者「ゼロ」
宣言2	温室効果ガス排出量「ゼロ」
宣言3	災害時の停電「ゼロ」
宣言4	プラスチックごみ「ゼロ」
宣言5	食品ロス「ゼロ」